

教 育 長
各部（室・担当・局）長
会 計 管 理 者 } 様

副区長 高 野 祐 次

平成28年度予算の見積りについて（依命通達）

平成28年度は、現在策定中の新基本計画の初年度となる年であり、「すみだの夢実現構想」を掲げる山本区政として編成する初の予算となる。

このことから、山積する区政の課題に、新たな発想とスピード感を持ち、全庁一丸となって、果敢に取り組んでいくことが求められる。

一方、本区の財政は、様々な活性化施策による人口増に伴う特別区民税収入の伸びや、わが国経済の緩やかな回復基調が続く中、消費税収の好調な推移などにより一般財源の増収がみられるなど、歳入環境が好転している。平成26年度決算においても、経常収支比率が大きく改善したほか、基金残高も増加するなど、本区財政は着実に健全化に向けた歩みをみせている。

しかしながら、平成28年度の区財政は決して楽観できる状況にはなく、法人住民税の一部国税化の影響が平年度化することで、収入の最も多くを占める特別区交付金の減収分が拡大するほか、国が検討している法人税実効税率の引き下げによるさらなる減収も懸念されるところである。

このような状況にあっても、区政は、新基本計画の施策を積極的に推進するとともに、その礎となる強固な財政基盤を中長期的に堅持していく必要がある。

したがって、平成28年度予算は、「すみだの夢実現構想の達成に向けた、新たな基本計画のキック・オフとなる予算」として編成する。

については、より効率的に作業を進めるとともに、政策形成に力点をおいて調整を進めていく。合わせて、これまで以上の選択と集中による行財政改革について各部の自律的な取組みを求める。

予算の見積に当たっては、別途通達する「区政運営の基本指針」に基づくとともに、下記の事項に十分留意した上で適切な経費を見積もること。

この旨、命によって通達する。

記

1 政策経費

- (1) 政策経費は、「区政運営の基本指針」における区政運営の基本的な取組方針に沿った施策を推進するために必要な経費を見積ること。
- (2) 政策経費として見積るのは、次に掲げる新規・拡充事業とする。
 - ア 新基本計画における主要な公共施設整備事業
 - イ 「すみだの夢実現構想」に係る重点事業
 - ウ すみだ北斎美術館及び東京オリンピック・パラリンピック関連事業
 - エ 事務事業の見直しによって内容を更新し、新たに実施する事業
 - オ 法令・制度の改正等によって実施する必要がある事業
 - カ その他、各分野別の計画に位置付けられている事業など、28年度に対応が求められる事業等で、区長の政策判断を必要とするもの
- (3) 新規事業には、原則として期限を設定することとする。

2 標準経費

- (1) 標準経費は、社会経済情勢の変化を見据えて見直しを行うとともに、行政評価結果や各部の経営戦略を踏まえた事業の統合・縮小・廃止を積極的に行い、その成果を見積りに反映させること。
- (2) 「事務事業の見直し調書」の視点に沿って、各課の見直しに取り組む考え方を定め、これに沿った見直しを行った上で経費を見積ること。
特に、民間感覚と区民目線による事業内容や執行方法等の見直しを、積極的に行うこと。
- (3) 標準経費における各部の要求総額は、原則として今年度の標準経費予算額の範囲内とする。なお、次の事項に留意のうえ見積ること。
 - ア 27年度終了事業など、28年度に当然減となる経費は、27年度の標準経費総額から除く。
 - イ 事業の平年度化や対象者の増など、28年度に当然増となる経費は、増額分に含めない。
 - ウ 27年度の政策経費を標準経費に振り替えて見積る経費は、原則として27年度の標準経費総額の範囲に収めるものとする。
- (4) 経常収支比率を引き下げ、更なる財政の健全化を図る観点から、引き続き物件費、扶助費、繰出金の節減に力点をおいた精査を行うこと。

- (5) 工事請負費のうち維持補修費については、区民の安全・安心の視点においた緊急性・優先性の高いものについて見積ることとし、必ず部で優先順位を付した上で要求すること。

3 その他、歳出に係る事項

- (1) 27年度の標準経費を政策経費に改めて要求するときは、事前に企画・行政改革担当と協議すること。
- (2) 現職員体制では明らかに執行が不可能と思われる過大な要求は、厳に慎むこと。
- (3) 事務事業の見直しを行っていない要求、優先順位を踏まえない要求は受けないので、留意すること。

4 歳入の確保

- (1) 歳入の見積りにあたっては、財源の的確な把握と徴収努力に最大限に努めること。
- (2) 特別区税・国民健康保険料等については、更なる徴収努力を行い、収入確保に努めること。なお、見積りにあたっては、社会情勢の推移や税等の制度改正の動向を十分把握して行うこと。
- (3) 国・都の補助金については、制度改正等の動向に注視し、その確保に努めること。
執行方法の変更等によって補助金対象事業とするなど、創意工夫を凝らして財源の確保に努めること。
- (4) 使用料及び手数料については、条例等の適切な運用に留意し、受益者負担の適正化を図ること。
- (5) 貸付金に係る元利収入については、適切な債権管理により収入を確保すること。
- (6) その他、広告料収入など新たな歳入の確保策を立案し、増収に向けた取り組みを積極的に行うこと。